六　第十八条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。

七・八　（略）

（登録事項の変更の届出）

第二十一条　登録認証機関は、第十八条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一～三　（略）

（認証事務規程）

第二十二条　登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～十　（略）

十一　第二十八条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項

十二～十四　（略）

（認証事務の休廃止）

第二十三条　登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　休止しようとするときは、その期間

四　（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十四条　（略）

2　認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～三　（略）

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　（略）

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（第二十八条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　（略）

（適合命令）

第二十五条　国土交通大臣は、登録認証機関が第十八条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

六　第十条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定若しくは変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。

七・八　（略）

（登録事項の変更の届出）

第十三条　登録認証機関は、第十条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一～三　（略）

（認証事務規程）

第十四条　登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～十　（略）

十一　第二十条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項

十二～十四　（略）

（認証事務の休廃止）

第十五条　登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　休止しようとする場合にあつては、その期間

四　（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十六条　（略）

2　認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～三　（略）

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　（略）

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（第二十条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　（略）

（適合命令）

第十七条　国土交通大臣は、登録認証機関が第十条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。